

高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部学生会「クラブ等補助費」の規程

(目的)

第1条 この規程は、高崎商科大学・高崎商科大学短期大学部学生会「クラブ等」部費等クラブ活動に必要とする経費（以下「クラブ等補助費」と略記する）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 「クラブ等補助費」とは、クラブ補助費、合宿補助費、ユニホーム補助費等をいう。

(対象)

第3条 「クラブ等補助費」の支給を受ける者は、クラブ等に所属し活動している者とする。但し、休部者等にはこれを支給しないものとする。

(区分)

第4条 「クラブ等補助費」は、その用途により、次の通り区分する。

(1) クラブ補助費

- ① クラブ補助費とは、クラブ等の活動においてそれを補助する補助金をさす。
- ② クラブ補助費においては、活動上必要な備品等の購入費のみとする。
- ③ 大会に登録するに必要な経費。
- ④ 大会参加に伴う交通費。

大会時の栄養費等、領収書について詳しくは第7条に記してある。

(2) 合宿補助費

合宿補助費とは、クラブ等の活動において宿泊を伴う活動に対して支出される補助金をさす。

(3) ユニホーム補助費

ユニホーム補助費とは、クラブ等の活動においてそのクラブ等の目的に基づいて作成するユニホームに対する補助金をさす。

(申請、支出手続)

第5条 クラブ等補助費の使用は、クラブ等補助費請求書に基づき、その必要が生じた都度、請求書により申請をし、学生会会長の決裁を受けなければならない。許可されたクラブ等補助費の支出は、所定の手続により、その都度速やかに支出するものとする。

(クラブ等補助費請求書及び報告書の提出)

第6条 クラブ等補助費を使用しようとする際は、「クラブ等補助費請求書」を学生会会長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求書に変更がある場合には、学生会会長の承認を受けなければならない。
- 3 クラブ等補助費請求書は、活動が終了した1週間以内に購入した品目・金額・個数等を記載した領収書(レシートでもよい)を添えて学生会会長に提出しなければならない。
- 4 クラブ等補助費の次年度への繰り越しは、いかなる事情があっても認めない。

(補則)

第7条 この規定に定めるものの他、クラブ等補助費に関しては必要な事項は別に定める。但し、当面以下のものに関しては、次のように定める。

- (1) クラブ等補助費のお金を受け取るものは、『学生会公認クラブ役員選出名簿』に名前が載っているものだけとする。
- (2) 試合に行く時の交通費は、公共交通機関の利用のみとし、実費を支給するものとする。
- (3) 試合に参加する場合は、以下の条件を満たしたものに対し、大会参加費を支給する。

[条件]

- ① 学生会が大会であると認めている試合に限る。
- ② クラブ等補助費請求書を提出する際に大会の資料(詳細等が明記されているもの)を添付しなければならない。
- ③ 大会等3日前にクラブ補助費を受け取る。
- (4) 試合に出場する場合は、以下の条件を満たしたものに対して、栄養費等の補助が出る。

[条件]

- ① 栄養費は、昼食のみ500円まで補助する。
- ② 事務局に競技参加願いを提出している者に限る。
- ③ 学生会が大会であると認めている試合に限る。
- ④ 一日中または、長時間その会場にいない場合。
- (5) 領収書と認められるのは、以下の条件を満たしたものとする。

[条件]

- ① 購入店の店名等が記載されているもの。
- ② 品名、単価、個数、合計金額等が記載されているもの。
- ③ 宛名書きが「高崎商科大学 クラブ名」が記してあるもの。

但し、宿泊を必要とする大会の場合は、宿泊料に昼食代等が含まれていない場合は、1日あたり学生1人に1000円を助成金として支給する。

附則

- 1 本規程の改廃は、学生総会の議決を経なければならない。
- 2 この規程は、平成 22 年 5 月 1 日より施行する。